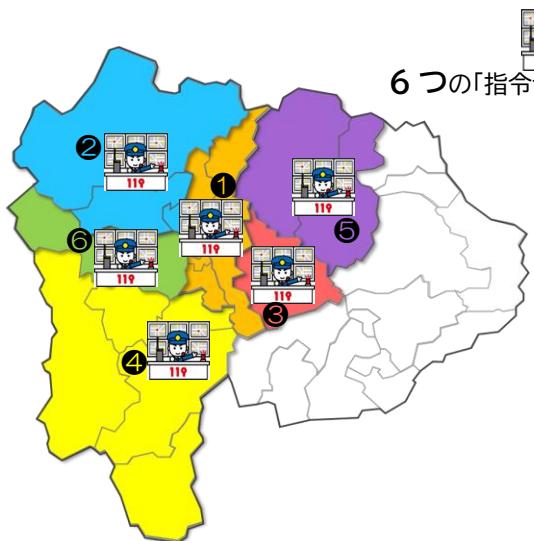


国中6消防本部による指令業務の共同運用開始

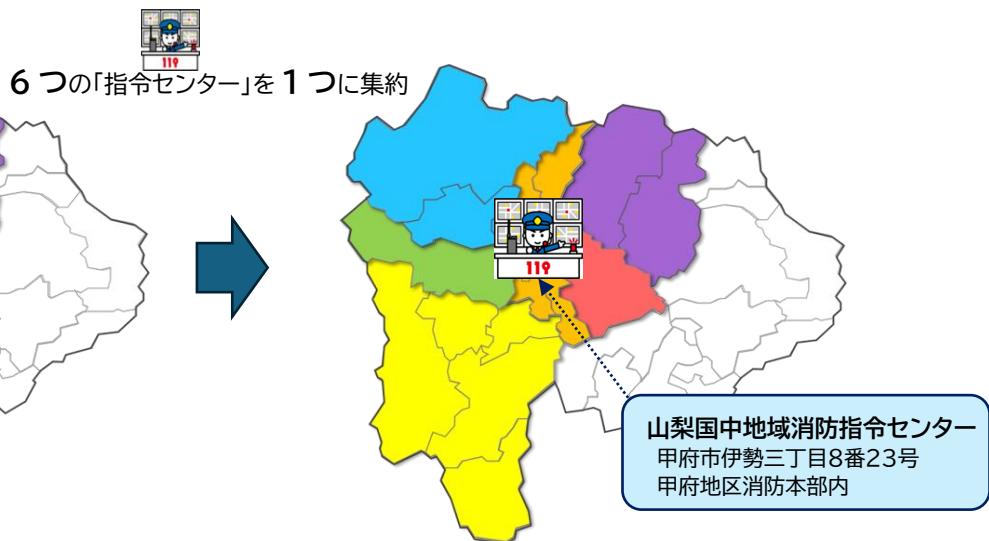
甲府地区消防本部を含む国中地域の6消防本部では、これまでそれぞれの消防本部で行っていた、消防指令業務（119番通報の受付、消防車や救急車への出動指令など）を集約し、令和8年4月1日から6消防本部で共同運用を開始します。

山梨国中地域消防指令センターは、甲府地区消防本部3階に設置し、6消防本部から派遣された消防職員が119番通報の受付や出動指令を行います。

【共同運用前】



【共同運用後】



共同運用で何か変わるの？

6消防本部の管轄市町からの119番通報は、すべて同センターにつながるようになります。

119番のかけ方はこれまでと変わりませんので、通報の際は落ち着いて、必ず「市町名」から住所を伝えてください。

なぜ、共同運用するの？

6消防本部が共同で指令センターを設置し運用することで、費用の削減や人員の効率化につながるほか、6消防本部管轄区域の災害情報を一元的に管理できるため、応援出動の迅速化など相互応援体制が強化され、住民サービスの向上につながります。

共同運用する消防本部(管轄市町)

①甲府地区消防本部

(甲府市、甲斐市(旧竜王町、旧敷島町)、中央市、昭和町)

④峡南消防本部

(市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町)

②峡北消防本部

(韮崎市、北杜市、甲斐市(旧双葉町))

⑤東山梨消防本部

(山梨市、甲州市)

③笛吹市消防本部

(笛吹市)

⑥南アルプス市消防本部

(南アルプス市)